

請願 第15号

受付 令和3年2月19日

付託 令和3年3月1日

保育所等での消毒・清掃の必要経費や人員配置、慰労金など支援を求める請願

紹介議員 小池 悦子

・請願趣旨

コロナ禍の中で、現在、保育所（園）・幼稚園などでは、感染防止へより過重な消毒・清掃業務を強いられている状況があります。

保育所（園）等の現場は、感染拡大の下でも原則開所が求められ、密集・密接を避けられない環境の中で日々感染を出さない為の努力が行われています。この状況を改善するには、公的な物品と人員の支援が欠かせないと思います。合わせて、国の慰労金事業の対象外とされている保育士等児童福祉施設職員も慰労金支給の対象とされるべきです。

全国社会福祉協議会は6月1日厚労省に対し「保育所と社会的擁護関係施設等、児童福祉施設のエッセンシャルワーカーである全職員に対し、速やかに「慰労金」を支給するよう」求めています。

国が制度の拡充を行わない中で、全国各地で臨時交付金など活用し独自の慰労金支給を行う地方自治体が広がっています。

乳幼児の健康・命を何としても守り抜くため、保育所等児童福祉施設への取手市としてのさらなる支援を求めます。

・請願事項

- 1 消毒液の補助だけでなく、雑きん・ティッシュペーパー・手袋・マスクなど必要な各種除菌用具の補助をすること
- 2 清掃・消毒の専門的スキルを持った職員を配置すること
- 3 職員の勤務時間外の消毒・清掃を行った場合の必要経費への支援を行うこと
- 4 保育所等現場職員の労苦に報いるための関係職員への慰労金を支給してください。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和3年 2月19日

請願者

住所 取手市井野2-10-14

氏名 田中 義明

取手市議会議長 殿

請願 第16号

受付 令和3年2月19日

付託 令和3年3月1日

取手駅東口喫煙所における受動喫煙防止を求める請願

紹介議員 結城 繁

・請願趣旨

マナーからルールへ、という事で改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されました。

この法改正の趣旨は、望まない受動喫煙の防止、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや、患者等への配慮、施設の類型や場所ごとに対策を実施するなど、3点がおもな内容になっています。新たな改正法では室内での喫煙防止が強化され分煙化などにより受動喫煙防止が進みました。

しかし屋外での喫煙はどうでしょう。一昔前は「屋外ならだいじょうぶ」と思われていましたが、じっさい屋外は、隣人や通行人につながった空間であり、受動喫煙をじゅうぶん引き起こし得る空間です。

屋外であっても、喫煙所から漏れる煙で多くの人々が受動喫煙状態で、環境改善の必要があると考えられます。

この漏れるタバコの煙は風の流れによっては100m以上届きます。

特に重度のアレルギー者に対し命の危険があります。(例として私、気管支が炎症を起こし狭まり咳が襲い最終的に呼吸ができなくなる、非常に苦しく危ない。)

不特定多数の人が通行する取手駅東口の喫煙所については密閉型でないため煙が周囲に漏れて異臭、タバコの煙がまき散らされています。

しかも東口喫煙所の近くには地下通路があり西口とつながっています。

地下通路はトンネルになっているので逃げ場がなく強制的に流れてきたタバコの煙を吸いこむ事になります。

この東口喫煙所からの受動喫煙の防止の徹底をお願いいたします。(私はもう十数年以上地下通路を使うことが出来ていません。)

煙草については「体に害があるという認識」を強く広くもたれる必要があると考えます。その害は本人にはもちろん喫煙者以外に対してはもはや傷害といえる攻撃です。また衣服などに残留する三次喫煙の害も考慮願います。

たばこ税は本来受動喫煙を防ぐためや卒煙に使われることが正しいと思います。将来の健康や非喫煙者の立場に立ってお考えいただきますようお願いいたします。(よく言われている吸う人と吸わない人の共存は難しいと考えます。一方的に攻撃を受ける側が我慢する構図はおかしな世界かと。完全な隔離、卒煙こそ目指す未来だと思います。)

・請願事項

- 1 取手駅東口喫煙所及び地下通路での受動喫煙防止を徹底すること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和3年 2月18日

請願者代表

住所 茨城県取手市東6-70-14

氏名 石井 一成ほか19人

取手市議会議長 殿

請願 第17号

受付 令和3年2月19日

付託 令和3年3月1日

公共施設休業・イベント自粛で収入が減少した
事業主（個人事業主）への支援金に関する請願

紹介議員 遠山 智恵子

・請願趣旨

新型コロナ感染の拡大は、医療・福祉、暮らしと健康、雇用と営業等あらゆる分野に深刻な影響を与えています。その影響は、大企業、中小企業に働く人々はもとより、少ない年金での生活費を補うために非正規で働く人々まで、営業と雇用・暮らしの広範なところに広がっています。

感染症発症から1年経過する中で市民は緊急事態宣言などで自粛を迫られ、取手市も感染防止に公共施設の休業・使用制限、団体・個人のイベント自粛等の対策を行っています。それらの影響で減収したグリーンスポーツセンターなどいくつかの指定管理者向けに休業支援金が昨年支給されたと聞いております。第3波の感染拡大、緊急事態宣言などにより、イベント自粛や公共施設の休業等による影響はさらに厳しくなっていると思われます。

事業者への支援は、昨年春の1回限りにせず更なる支援が必要です。合わせて、昨年の休業支援金の支給対象から除かれたその他の公共施設の指定管理者および個人事業主への支援が必要だと考えます。わたくしたちは、取手市の公共施設管理に派遣された個人事業主としての雇用形態になっていますが、派遣元にも派遣された私どもにも支援金は支給されていません。取手市には、公共施設休業・イベント自粛による影響を受けているすべての事業主・個人事業主対象に支援金を以下の通り支給されることを求めます。

・請願事項

- 1 公共施設の休業・イベント自粛によって影響を受けるシルバー人材センター等すべての事業者と従業員・個人事業主に対し支援金を支給すること
- 2 昨年すでに支援金を支給された事業主に再給付し、合わせて従業員への休業補償を念のため求めること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和3年 2月19日

請願者代表

住所 茨城県取手市新取手2-15-26

氏名 本橋 一政ほか12人

取手市議会議長 殿

請願 第18号

受付 令和3年2月19日

付託 令和3年3月1日

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

紹介議員 遠山智恵子

・請願趣旨

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展に尽力されていることに敬意を表します。

さて、私たちは全国労働組合総連合（全労連）をナショナルセンターとする地方組織「茨城県労働組合総連合」（茨城労連）です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金の引き上げ等の実現をめざして活動しています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金はコロナ禍を理由に中央審議会の目安が公表されない中で、2円引き上がり851円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（902円）に比べて51円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川では、最低賃金が2019年10月から1000円を超えています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金851円では、憲法25条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

茨城労連は2020年2月から5月に県内で最低生計費試算調査を実施しました。調査結果からは水戸市在住の25歳の青年労働者の最低生計費は男性252,987円、女性251,124円（ともに税、社会保険料込み）で、年額に換算すると約300万円になります。月150時間で計算すると時給が男性1687円、女性1674円になります。この結果は東京を始め他府県ともほとんど差がありませんでした。調査結果からは最低賃金を全国一律1500円にする必要があるということが明らかになりました。

以上のような理由で、貴議会において最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。

・請願事項

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金を即時時給1000円以上に引き上げ、時給1500円をめざすこと。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げとセットに中小企業への具体的支援策を拡充すること。

以上

令和3年2月19日

請願者

住所 茨城県東茨城郡茨城町谷田部 295

氏名 茨城県労働組合総連合

議長 白石 勝巳ほか1人

取手市議会議長 殿

請願 第19号

受付 令和3年2月19日

付託 令和3年3月 1日

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める請願

紹介議員 小池 悦子

・請願趣旨

高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなり、仕事や社会生活に困難をきたしている高齢の難聴者が増加しています。取手市もその例外ではありません。加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションが困難など、様々な弊害をきたしています。最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。

欧米では、補聴器購入に対する公的補助制度が充実していますが、日本では、身体障がい者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者は僅かで、約9割が自費購入となっています。補聴器の価格は、片耳当たりおおむね3万円～20万円ですが、保険が適用されないため、全額が自己負担となっています。

そうした中、全国各地で、補聴器購入への公的補助を求める声や運動が広がり、支援事業を行う行政が広がっています。

よって、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求め、以下の通り、地方自治法124条に基づき請願するものです。

・請願事項

- 1 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を国に求めること。
- 2 加齢性難聴者の補聴器購入に対する市補助制度を創設すること。

令和3年 2月19日

請願者代表

住所 茨城県取手市戸頭3-5-20

氏名 篠田 孝光 ほか624人

取手市議会議長 殿